

死因究明等施策の主な経緯

背景

平成18年7月 パロマ給湯器事件(一酸化炭素中毒死)表面化

平成19年6月 時津風部屋力士暴行死事件

平成23年3月 東日本大震災

死因究明体制の強化・身元確認のための態勢整備が求められるに至った

推進法	平成24年6月	<ul style="list-style-type: none">●死因究明等の推進に関する法律 成立 [施行:平成24年9月21日]※2年の時限立法●警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律 成立 [施行:平成25年4月1日]
	平成26年6月	<ul style="list-style-type: none">●第2回死因究明等推進会議 開催●死因究明等推進計画 閣議決定
	平成26年9月	<ul style="list-style-type: none">●当面の死因究明等施策の推進について 閣議決定(※推進法失効後の施策の推進)●死因究明等の推進に関する法律 失効

法失効後も関係省庁において死因究明等推進計画に基づく施策を引き続き推進

基本法	令和元年6月	<ul style="list-style-type: none">●死因究明等推進基本法 成立 [施行:令和2年4月1日]
	令和2年4月	<ul style="list-style-type: none">●死因究明等推進基本法 施行 (主な内容)<ul style="list-style-type: none">・死因究明等推進本部 設置[本部長:厚生労働大臣]・死因究明等推進計画の案の作成 等

死因究明等推進基本法の概要

※ 令和2年4月1日から施行

目的【第1条】

死因究明等(死因究明及び身元確認)に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第3条】

- ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながること、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
- ② 死因究明の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第4条～第6条】

- ① 国：死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する。
- ② 地方公共団体：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。
- ③ 大学：死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める。

連携協力【第7条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

○ 法制上の措置等【第8条】 ○ 年次報告【第9条】

基本的施策【第10条～第18条】

- ① 死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等
- ② 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
- ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- ⑨ 情報の適切な管理

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→3年に1度見直し(ローリング)

死因究明等推進本部【第20条～第29条】 厚生労働省に設置

- ・死因究明等推進計画の案の作成
- ・施策について必要な関係行政機関相互の調整
- ・施策に関する重要事項の調査審議、施策の実施の推進、実施状況の検証・評価・監視

【組織】本部長: 厚生労働大臣、本部員(10名): 本部長以外の国務大臣・有識者、専門委員・幹事・事務局を置く

死因究明等推進地方協議会【第30条】

地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度【第31条】

医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

検討【附則第2条】

国は、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について、本法施行後3年を目途として検討を加えるものとする。

死因究明等推進本部・死因究明等計画検討会の開催について

令和2年7月
死因究明等推進本部事務局

1. 経緯

- 死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」）に関する施策については、犯罪死の見逃しの問題等を背景に平成24年に成立した「死因究明等の推進に関する法律」（時限立法：2年）に基づき、平成26年に「死因究明等推進計画」（閣議決定）が策定され、当該計画に基づく施策を関係省庁が行ってきたところ。
- 時限が切れていた旧法の後継として令和元年6月に「死因究明等推進基本法」が成立し、令和2年4月1日に施行された。死因究明等推進基本法においては、厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を厚生労働省に設置し、当該本部において、新たな死因究明等推進計画の案を作成することとされている。

2. 死因究明等推進本部・計画検討会について

- 死因究明等推進本部は、法律上、閣僚と有識者11名以内で構成され、死因究明等推進計画の案の策定を行うこととされている。本部長及び本部員については、以下のとおり。
 - ・ 本部長：厚生労働大臣
 - ・ 本部員：関係閣僚5名（国家公安委員長、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣）、有識者5名（高知県知事(全国知事会推薦)、岡山大学長(文部科学省推薦)、日本医師会会長、日本歯科医師会会長、検討会座長)
- 死因究明等推進計画の策定のため、死因究明等推進本部の下に、有識者で構成される**死因究明等推進計画検討会**を設置し、同計画に関する具体的な議論を行うこととする。計画検討会の構成員（法律上の「専門委員」）については、関係学会、医師会、歯科医師会、有識者、マスコミ等から17名を任命済みである。

3. 今後の予定

- 第1回の本部の開催以降、1ヶ月半に1回の頻度で死因究明等推進計画検討会を開催（合計5～6回程度を想定）し、死因究明等推進計画の案を作成。その後、パブリックコメントを経て、死因究明等推進本部において、死因究明等推進計画の案を決定し、令和3年4月頃に死因究明等推進計画を閣議決定することを想定している。（参考1）

推進本部・計画検討会の構成員 一覧

(死因究明等推進本部) ※閣僚は閣僚名簿順、有識者は 50 音順、敬称略

厚生労働大臣	加藤 勝信〔本部長〕
総務大臣	高市 早苗
法務大臣	森 まさこ
文部科学大臣	萩生田 光一
国土交通大臣	赤羽 一嘉
国家公安委員会委員長	武田 良太
中央大学大学院法務研究科教授	佐伯 仁志〔検討会座長〕
高知県知事	濱田 省司
日本歯科医師会会長	堀 憲郎
岡山大学長	槇野 博史
日本医師会会長	横倉 義武

(死因究明等推進計画検討会) ※50 音順、敬称略

高知県健康政策部副部長	家保 英隆
日本医師会副会長	今村 聡
奈良県立医科大学教授〔公衆衛生学〕	今村 知明
日本医学放射線学会	蒲田 敏文
日本法中毒学会	久保 真一
日本法医学会	近藤 稔和
中央大学大学院法務研究科教授〔刑事法〕	佐伯 仁志〔座長〕
産経新聞社論説委員	佐藤 好美
東京都監察医務院院長	鈴木 秀人
日本法歯科医学会	都築 民幸
千葉大学医学部長兼副学長	中山 俊憲
日本小児科学会	沼口 敦
一橋大学法学部教授〔行政法〕	野口 貴公美
弁護士	原田 國男
東京都立大学法学部教授〔刑事法・刑事政策〕	星 周一郎
日本歯科医師会副会長	柳川 忠廣
東京大学教授〔医事法・民法〕	米村 滋人